

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成25年 3 月
(第 2 回訂正分)

株式会社オルトプラス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年 3 月 5 日に関東財務局長に提出し、平成25年 3 月 6 日にその届出の効力は生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成25年 2 月 6 日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年 2 月 22 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集900,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し659,500株（引受人の買取引受による売出し456,500株・オーバーアロットメントによる売出し203,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年 3 月 4 日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第 1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
オルトプラス従業員持株会	<u>当社普通株式6,000株</u>	福利厚生のため
グリー株式会社	<u>当社普通株式83,300株</u>	取引関係の強化のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

平成25年3月4日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,500円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「600,300,000」を「621,000,000」に訂正
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「600,300,000」を「621,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1,500」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1,380」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「690」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき1,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,400円~1,500円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,500円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,380円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,500円)と会社法上の払込金額(1,190円)及び平成25年3月4日に決定された引受価額(1,380円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は690円(増加する資本準備金の額の総額621,000,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,380円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

(略)

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金として、平成25年3月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,380円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成25年3月4日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,200,600,000」を「1,242,000,000」に訂正
「差引手取概算額(円)」の欄：「1,189,600,000」を「1,231,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,231,000千円については、新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として平成25年9月期に79,000千円、平成26年9月期に161,500千円、ソーシャルゲーム開発の過程で発生する画像制作・開発支援・デバッグ(注)等のための外注加工費として平成25年9月期に145,000千円、平成26年9月期に241,000千円充当する予定であります。なお、残額は平成27年9月期以降に上記広告宣伝費及び外注加工費へ充当する予定であります。

また、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用することとしております。

(注) コンピュータプログラムのエラー(バグ)の原因を探し、取り除くこと。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年3月4日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,500円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「661,925,000」を「684,750,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「661,925,000」を「684,750,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を**勘案した結果**、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2.」を「1,500」に訂正
「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,380」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき1,500」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により**決定いたしました**。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により**決定いたしました**。
3. **引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います**。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成25年3月4日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「294,350,000」を「304,500,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「294,350,000」を「304,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**、野村證券株式会社が行う売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1,500」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき1,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成25年3月4日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合及びみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、203,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成25年4月10日行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成25年3月14日から平成25年4月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先であるオルトプラス従業員持株会は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、継続して所有する旨の書面を差し入れております。親引け先であるグリー株式会社は、主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

1 親引け先の状況等（1）

a. ～c. (省略)

d. 親引けしようとする株式の数

当社普通株式6,000株

e. ～g. (省略)

親引け先の状況等（2）

a. ～c. (省略)

d. 親引けしようとする株式の数

当社普通株式83,300株

e. ～g. (省略)

3 販売条件に関する事項

販売価格は、平成25年3月4日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（1,500円）と同一であります。

4 親引け後の大株主の状況

<欄内の記載の訂正>

「グリー株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「90,000」を「83,300」に訂正

「グリー株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「2.02」を「1.87」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：「3,009,500

(276,000)」を「3,002,800 (276,000)」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「67.57 (6.20)」を「67.42 (6.20)」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年2月6日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成25年 2 月
(第 1 回訂正分)

株式会社オルトプラス

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年 2 月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年 2 月 6 日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 900,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年 2 月21日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し659,500株（引受人の買取引受による売出し456,500株・オーバーアロットメントによる売出し203,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第 1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
オルトプラス従業員持株会	上限6,000株	福利厚生のため
グリー株式会社	上限90,000株	取引関係の強化のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

平成25年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年2月21日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,190円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「579,600,000」を「600,300,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「579,600,000」を「600,300,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（1,400円～1,500円）の平均価格（1,450円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,305,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,190」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,400円以上1,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年3月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①マネジメントのクオリティが高いこと。

②競争力のあるエンジンの開発実績があること。

③特定の取引先に対する売上の依存度が高いこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,400円から1,500円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,190円）及び平成25年3月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,190円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社696,900、みずほ証券株式会社67,800、大和証券株式会社40,600、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社40,600、株式会社SBI証券27,100、岩井コスモ証券株式会社13,500、マネックス証券株式会社13,500」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年3月4日)に元引受契約を締結する予定であります。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- (注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,159,200,000」を「1,200,600,000」に訂正
「差引手取概算額(円)」の欄：「1,148,200,000」を「1,189,600,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,400円~1,500円)の平均価格(1,450円)を基礎として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額1,189,600千円については、新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として平成25年9月期に79,000千円、平成26年9月期に161,500千円、ソーシャルゲーム開発の過程で発生する画像制作・開発支援・デバッグ(注)等のための外注加工費として平成25年9月期に145,000千円、平成26年9月期に241,000千円充当する予定であります。なお、残額は平成27年9月期以降に上記広告宣伝費及び外注加工費へ充当する予定であります。

また、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用することとしております。

(注) コンピュータプログラムのエラー(バグ)の原因を探し、取り除くこと。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「639,100,000」を「661,925,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「639,100,000」を「661,925,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件(1,400円~1,500円)の平均価格(1,450円)で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「284,200,000」を「294,350,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「284,200,000」を「294,350,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件(1,400円~1,500円)の平均価格(1,450円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先であるオルトプラス従業員持株会は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。親引け先であるグリー株式会社は、主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成25年9月9日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

1 親引け先の状況等（1）

a. 親引け先の概要

名称	オルトプラス従業員持株会
所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
代表者の役職及び氏名	理事長 佐藤 和好

b. 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

c. 親引け先の選定理由

従業員の福利厚生のためであります。

d. 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、6,000株を上限として、平成25年3月4日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

e. 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

g. 親引け先の実態

当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

親引け先の状況等（2）

a. 親引け先の概要

名称	グリー株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<u>有価証券報告書 第8期</u> <u>（平成23年7月1日－平成24年6月30日）</u> <u>平成24年9月26日関東財務局長に提出</u> <u>第1四半期報告書 第9期 第1四半期</u> <u>（平成24年7月1日－平成24年9月30日）</u> <u>平成24年11月14日関東財務局長に提出</u> <u>第2四半期報告書 第9期 第2四半期</u> <u>（平成24年10月1日－平成24年12月31日）</u> <u>平成25年2月13日関東財務局長に提出</u>

b. 当社と親引け先との関係

出資関係	<u>該当事項はありません。</u>
人事関係	<u>該当事項はありません。</u>
資金関係	<u>該当事項はありません。</u>
技術又は取引等関係	<u>当社のソーシャルゲーム事業の主要取引先であります。</u>

c. 親引け先の選定理由

友好的取引関係を今後も維持・発展させていくためであります。

d. 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、90,000株を上限として、平成25年3月4日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

e. 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は親引け先の払込に要する財産の存在について、親引け先が提出した第9期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに足る現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

g. 親引け先の実態

親引け先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をもって排除し、一切の関係を遮断することを行動規範として公表していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

2 株券等の譲渡制限

「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成25年3月4日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

4 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京ディスカバリー投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1,400,000	39.39	1,109,500	24.91
石井 武	神奈川県川崎市高津区	1,060,000 (60,000)	29.83 (1.69)	1,060,000 (60,000)	23.80 (1.35)
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	600,000	16.88	434,000	9.74
鶴川 太郎	東京都調布市	160,000 (60,000)	4.50 (1.69)	160,000 (60,000)	3.59 (1.35)
グリーン株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	二	二	90,000	2.02
正法地 智也	神奈川県鎌倉市	60,000 (60,000)	1.69 (1.69)	60,000 (60,000)	1.35 (1.35)
安藤 正雄	神奈川県横浜市南区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
小林 陽介	東京都杉並区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
牟田口 剛	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
類地 健太郎	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)	24,000 (24,000)	0.54 (0.54)
計	二	3,376,000 (276,000)	94.99 (7.77)	3,009,500 (276,000)	67.57 (6.20)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年2月6日現在のものであります。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年2月6日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（オルトプラス従業員持株会6,000株、グリーン株式会社90,000株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

5 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

6 その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成25年2月

株式会社オルトプラス

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,071,000千円（見込額）の募集及び株式639,100千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式284,200千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年2月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社オルトプラス

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

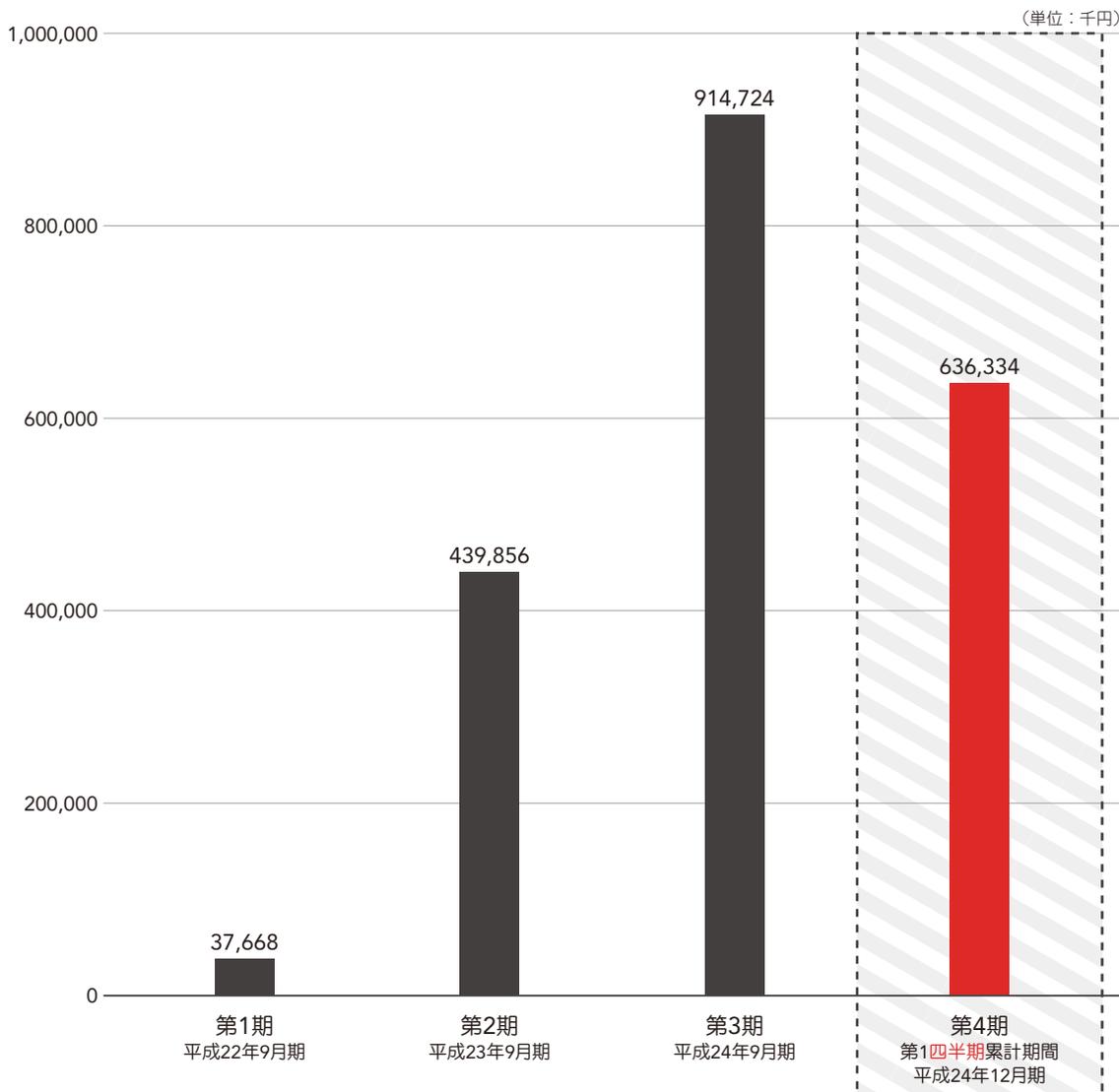


当社は、フィーチャーフォン^(注1)、スマートフォン^(注2)等のモバイル端末向けソーシャルゲーム^(注3)の企画、開発及び運営を行う「ソーシャルゲーム事業」を主たる事業としております。

当社の事業は、ソーシャルゲーム事業の単一事業であります。

- (注) 1. 通話機能を主体とし、カメラやワンセグをはじめとする特徴的な機能を搭載している携帯電話端末
2. インターネットとの親和性が高く、パソコンの機能をベースとして作られた多機能携帯電話端末
3. ソーシャルネットワーキングサービス(「SNS」)をプラットフォームとし、利用者同士の繋がりや交流関係を活かしたゲームの総称

■ 売上高構成



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

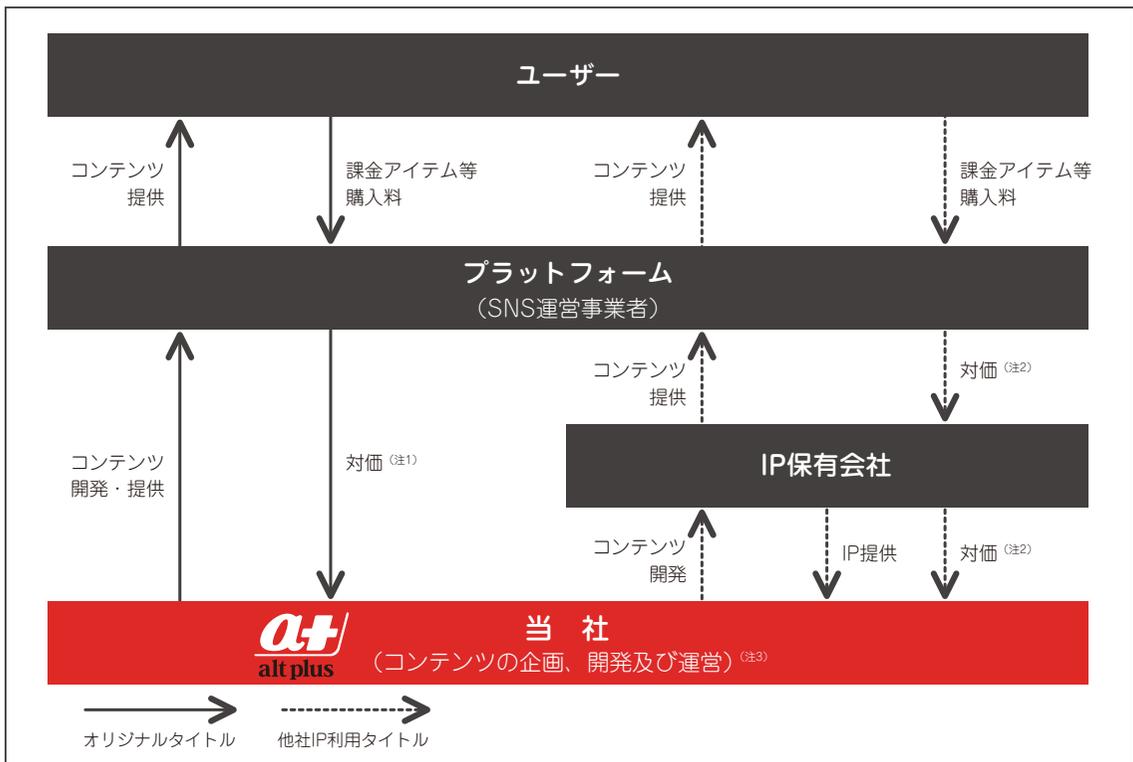
(1) ソーシャルゲーム事業について

ソーシャルゲーム事業は、SNS運営事業者が提供するプラットフォーム^(注1)をとおしてSNSユーザーへソーシャルゲームを提供しております。SNS上において提供される当社のソーシャルゲームは、ユーザーの趣味や余暇の充実を図るとともに、ソーシャルグラフ^(注2)の活用によりSNSユーザー同士のコミュニケーションを一層拡充・深化させることを目的としております。当事業においては、主にグリー株式会社が運営するSNSである「GREE」（以下、「GREE」という。）に対してソーシャルゲームを提供しております。

ソーシャルゲームは、これまでの家庭用ゲーム専用機のタイトルとは異なり、ユーザーが短時間で気軽に楽しめるゲームであり、月額基本料無料、一部アイテム課金制^(注3)を採用するタイトルが主流となっておりますが、当社が提供しているソーシャルゲームにつきましても同様の仕組みでサービスを提供しております。また、ソーシャルゲームの開発に際しては、「オリジナルタイトル」の制作だけではなく、アニメや漫画等の、ユーザー認知度の高いキャラクター等のIP^(注4)を有する他社との協業により、IPを利用したソーシャルゲーム（以下、「他社IP利用タイトル」という。）の制作も行っております。

- (注) 1. ソーシャルゲーム等を提供する際の土台・基盤として利用されるSNSのこと
 2. Web上におけるユーザーの趣味、嗜好等を踏まえた相関関係やそのつながり、結びつきのこと
 3. 無料で入手することが可能であるアイテムやカード等を、ゲームを有利に進めるために有料で提供すること
 4. Intellectual Property：著作権等の知的財産権

(2) 事業系統図



- (注) 1. ユーザーの課金額から決済手数料及びプラットフォーム手数料（SNS運営事業者による代金回収代行業務及び課金売上管理業務に対する手数料）を差引いた金額が、SNS運営事業者から当社へ支払われます。
 2. ユーザーの課金額から決済手数料及びプラットフォーム手数料を差引いた金額が、SNS運営事業者からIP保有会社へ支払われ、当社への配分額はIP保有会社より支払われます。
 3. コンテンツの企画、開発及び運営は、主として当社が行っております。

(3) 当社制作タイトルについて

1 オリジナルタイトルの制作

オリジナルタイトルは、広告宣伝費やゲーム内で使用するグラフィックカードの制作費等を当社で負担する必要がありますが、当社に対する収益分配率は高くなります。また、当社にて一貫した開発を行えることから新規のゲームシステムを短期間で開発することができ、変化の激しいユーザーの嗜好へ対応しやすくなります。このため研究開発やノウハウの蓄積といった意味でもオリジナルタイトルの開発は重要であると考えております。

▶ 主な当社オリジナルタイトル

ダービーズキングの伝説	バハムートブレイブ	精霊ファンタジア	神姫覚醒 ブレイドブレイブ
			
平成22年8月リリース	平成23年10月リリース	平成24年7月リリース	平成24年10月リリース
歴代の名馬や現役の競走馬が実名で登場する本格競馬シミュレーションゲーム。平成23年2月「GREE Platform Award (注1) 2010」優秀賞を受賞。平成24年12月末現在における累積登録者数は139万人超。	伝説の指輪に託された使命を果たすべく、神魔を操り大陸に平和を取り戻すべく戦う本格カードバトルRPG (注2)。平成24年3月「GREE Platform Award 2011」特別賞、平成24年8月「GREE Platform Award-The first half of 2012-」優秀賞を受賞。平成24年12月末現在における累積登録者数は107万人超。	可愛い精霊たちが住む世界に迷い込んでしまった主人公が、精霊の力を借りて困難を乗り越えるファンタジーRPG。平成24年12月末現在における累積登録者数は31万人超。	ブレイド（武器）を胸に秘めた神姫（乙女）と心を通わせ、最強の“神姫使い”を目指すファンタジーカードバトルRPG。平成24年12月末現在における累積登録者数は13万人超。

(注) 1. 「GREE」へ提供されたアプリの中から、累計コイン消費額、ユーザー数、ユーザーのアプリ利用状況などを総合的に判断して優れているアプリを表彰するもの

2. カードの収集や、カードを使用した対戦を行いながら、ユーザーが冒険を進めていくタイプのゲーム

▶ ゲームイメージ（バハムートブレイブ）



〔ゲーム内カードイメージ〕



〔カード合体イメージ〕



〔バトル画面イメージ〕

2 他社IP利用タイトルの制作

有名なアニメや漫画等の有力IPは、既にユーザー認知度が高いことから、サービスの開始直後から一定の登録者数を見込むことができます。収益分配率については、IP保有会社への分配があるため、オリジナルタイトルと比べて低くなりますが、IP保有会社と各種メディア等での広告宣伝や、ゲーム内で使用するグラフィックの制作等を両社で協力することにより、プロモーションコストを抑えることが可能であるため、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えております。

▶ 主な他社IP利用タイトル

エンペラーズ サガ	サモンナイト コレクション	エウレカセブン ワールドブレイブ
		
<p>© 2012 SQUARE ENIX CO., LTD. All Rights Reserved. Powered by AltPlus Inc. ILLUSTRATION/TOMOMI KOBAYASHI</p> <p>平成24年9月リリース</p> <p>株式会社スクウェア・エニックスが保有するIPである「ロマンシング サガ」シリーズを基にしたカードバトルゲーム。平成24年12月末現在における累積登録者数は71万人超。</p>	<p>© NBGI Powered by AltPlus Inc.</p> <p>平成24年9月リリース</p> <p>株式会社バンダイナムコゲームスが保有するIPである「サモンナイト」シリーズを基にしたカードバトルゲーム。平成24年12月末現在における累積登録者数は20万人超。</p>	<p>© 2005 BONES/Project EUREKA © 2009 BONES/Project EUREKA MOVIE © 2012 BONES/Project EUREKA AO・MBS © 2012 NBGI Powered by AltPlus Inc.</p> <p>平成24年10月リリース</p> <p>株式会社ボンズ、株式会社バンダイナムコゲームス他が保有するIPである「エウレカセブン」シリーズを基にしたカードバトルゲーム。平成24年12月末現在における累積登録者数は19万人超。</p>

主要な経営指標等の推移

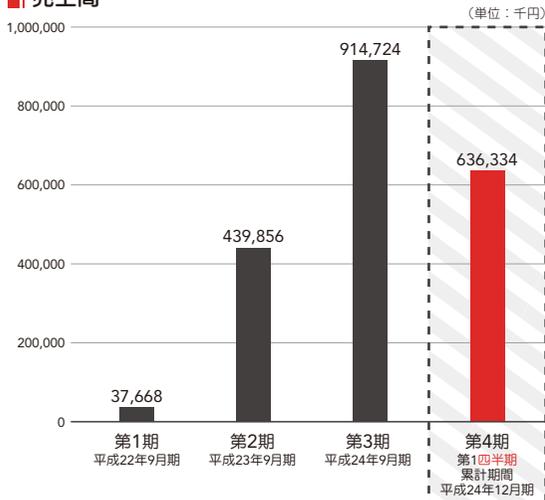
(単位：千円)

回次	第1期	第2期	第3期	第4期第1四半期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成24年12月
売上高	37,668	439,856	914,724	636,334
経常利益又は経常損失(△)	△14,036	106,349	176,429	278,710
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	△8,433	61,928	112,156	166,324
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—
資本金	83,000	83,000	83,000	83,000
発行済株式総数 (株)	普通株式1,100 A種優先株式2,000	普通株式1,100 A種優先株式2,000	普通株式1,100 A種優先株式2,000	普通株式 3,100,000
純資産額	146,566	208,494	320,651	486,975
総資産額	165,556	298,968	602,648	935,618
1株当たり純資産額 (円)	△47,946.44	△30.29	3.56	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△7,971.54	17.65	33.86	82.62
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	88.53	69.74	53.21	52.05
自己資本利益率 (%)	—	34.88	42.39	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	107,572	△85,460	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△18,650	△145,403	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	83,332	—
現金及び現金同等物の期末 (四半期末)残高	—	203,664	56,132	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	10 (—)	18 (2)	69 (6)	— (—)

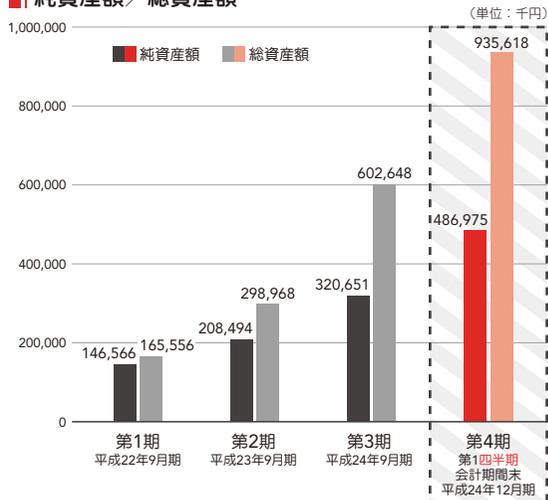
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第2期については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。第3期及び第4期第1四半期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、第1期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は平成22年5月6日設立のため、第1期は平成22年5月6日から平成22年9月30日までの4ヶ月と26日間であります。
8. 当社は第2期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は契約社員を含めた就業人員であり、臨時従業員数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む）は年間平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
10. 第2期及び第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期につきましては監査を受けておりません。なお、第4期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
11. 当社が発行するA種優先株式の全てについて、転換請求権に基づき、平成24年11月20日付をもって普通株式への転換が終了しております。なお、取得した全ての自己株式（A種優先株式）について、平成24年11月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で消却を行っております。
12. 当社は第3期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。平成24年11月7日付で1株につき1,000株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
13. 第4期第1四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第4期第1四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第4期第1四半期会計期間末の数値を記載しております。
14. 当社は平成24年11月7日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第1期	第2期	第3期	第4期第1四半期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成24年12月
1株当たり純資産額	(円)	△47.95	△30.29	3.56	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△7.97	17.65	33.86	82.62
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円)	-	-	-	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

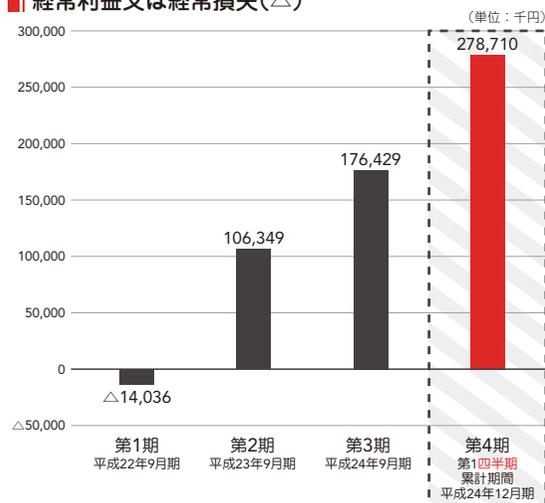
売上高



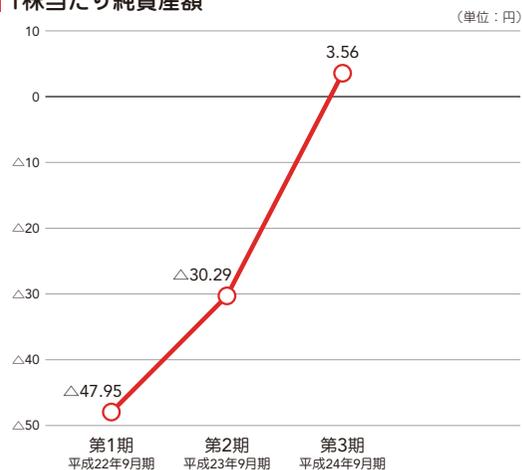
純資産額／総資産額



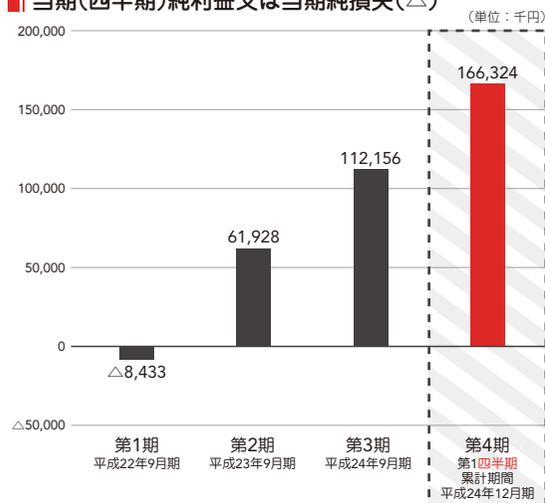
経常利益又は経常損失(△)



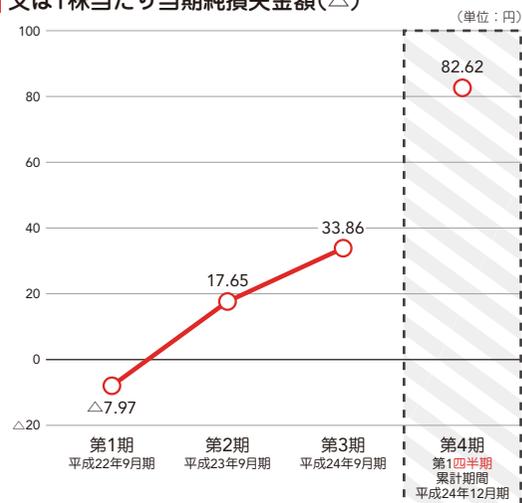
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注) 当社は平成24年11月7日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり指標の推移を掲げております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	22
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	29
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	41
5. 役員の状況	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	44

第5	経理の状況	49
1.	財務諸表等	50
(1)	財務諸表	50
(2)	主な資産及び負債の内容	77
(3)	その他	78
第6	提出会社の株式事務の概要	79
第7	提出会社の参考情報	80
1.	提出会社の親会社等の情報	80
2.	その他の参考情報	80
第四部	株式公開情報	81
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	81
第2	第三者割当等の概況	82
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	82
2.	取得者の概況	83
3.	取得者の株式等の移動状況	84
第3	株主の状況	85
	[監査報告書]	87

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月6日
【会社名】	株式会社オルトプラス
【英訳名】	A l t P l u s I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 石井 武
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03-4577-6701
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03-4577-6701
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼財務・経理部長 竜石堂 潤一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,071,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 639,100,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 284,200,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	900,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は、100株であります。

(注) 1. 平成25年2月6日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成25年2月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数の一部を、当社が指定する下記販売先(親引け先)に販売を要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
オルトプラス従業員持株会	上限6,000株	福利厚生のため
グリー株式会社	上限90,000株	取引関係の強化のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成25年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年2月21日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	900,000	1,071,000,000	579,600,000
計（総発行株式）	900,000	1,071,000,000	579,600,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年2月6日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,260,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組 入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証 拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成25年 3月 6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	未定 (注) 4.	平成25年 3月13日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年 2月21日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年 3月 4日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年 2月21日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年 3月 4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成25年 2月 6日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成25年 3月 4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年 3月14日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年 2月25日から平成25年 3月 1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年3月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	—	900,000	—

(注) 1. 平成25年2月21日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年3月4日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,159,200,000	11,000,000	1,148,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,148,200千円については、新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として平成25年9月期に79,000千円、平成26年9月期に161,500千円、ソーシャルゲーム開発の過程で発生する画像制作・開発支援・デバッグ（注）等のための外注加工費として平成25年9月期に145,000千円、平成26年9月期に241,000千円充当する予定であります。なお、残額は平成27年9月期以降に上記広告宣伝費及び外注加工費へ充当する予定であります。

また、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用することとしております。

(注) コンピュータプログラムのエラー（バグ）の原因を探し、取り除くこと。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成25年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	456,500	639,100,000	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合 290,500株 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 166,000株
計(総売出株式)	—	456,500	639,100,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,400円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成25年 3月6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成25年3月4日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	203,000	284,200,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 203,000株
計(総売出株式)	—	203,000	284,200,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成25年 3月6日(水) 至 平成25年 3月11日(月)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹会社が当社株主である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合及びみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹会社は、203,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成25年4月10日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹会社は、平成25年3月14日から平成25年4月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である東京ディスカバリー投資事業有限責任組合及びみずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合並びに当社株主である石井武及び鶴川太郎は、主幹会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成25年6月11日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹会社に対し、ロックアップ期間中は主幹会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
売上高 (千円)	37,668	439,856	914,724
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△14,036	106,349	176,429
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△8,433	61,928	112,156
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	83,000	83,000	83,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 1,100 A種優先株式 2,000	普通株式 1,100 A種優先株式 2,000	普通株式 1,100 A種優先株式 2,000
純資産額 (千円)	146,566	208,494	320,651
総資産額 (千円)	165,556	298,968	602,648
1株当たり純資産額 (円)	△47,946.44	△30.29	3.56
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△7,971.54	17.65	33.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	88.53	69.74	53.21
自己資本利益率 (%)	—	34.88	42.39
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	107,572	△85,460
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△18,650	△145,403
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	83,332
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	203,664	56,132
従業員数 (人)	10	18	69
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(2)	(6)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第2期については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。第3期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、第1期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は平成22年5月6日設立のため、第1期は平成22年5月6日から平成22年9月30日までの4ヶ月と26日間であります。
8. 当社は第2期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は契約社員を含めた就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
10. 第2期及び第3期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期につきましては監査を受けておりません。
11. 当社が発行するA種優先株式の全てについて、転換請求権に基づき、平成24年11月20日付をもって普通株式への転換が終了しております。なお、取得した全ての自己株式(A種優先株式)について、平成24年11月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で消却を行っております。
12. 当社は第3期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成24年11月7日付で1株につき1,000株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
13. 当社は平成24年11月7日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第1期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
1株当たり純資産額	(円)	△47.95	△30.29	3.56
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△7.97	17.65	33.86
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	事項
平成22年 5月	東京都渋谷区において、ソーシャルゲーム（注）の企画、開発及び運営を目的として株式会社オルトプラス（資本金500万円）を設立
平成22年 7月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目 7 番14号に移転
平成22年 8月	グリー株式会社「GREE」向けソーシャルゲーム「ダービーズキングの伝説」をリリース
平成22年12月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目 1 番12号に移転
平成23年10月	「GREE」向けソーシャルゲーム「バハムートブレイブ」をリリース
平成24年 5月	株式会社ネクソン及び株式会社ドリコムとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「メイプルストーリーブレイブモンスターズ」をリリース
平成24年 6月	本社を東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号に移転
平成24年 7月	「GREE」向けソーシャルゲーム「精霊ファンタジア」をリリース
平成24年 9月	グリー株式会社と業務提携契約を締結 株式会社スクウェア・エニックスとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「エンペラーズサガ」をリリース 株式会社バンダイナムコゲームスとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「サモンナイトコレクション」をリリース
平成24年10月	株式会社バンダイナムコゲームスとの協業により、「GREE」向けソーシャルゲーム「エウレカセブン ワールドブレイブ」をリリース 「GREE」向けソーシャルゲーム「神姫覚醒 ブレイドブレイブ」をリリース

(注) ソーシャルネットワーキングサービス(「SNS」)をプラットフォームとし、利用者同士の繋がりや交流関係を活かしたゲームの総称

3【事業の内容】

当社は、フィーチャーフォン(注1)、スマートフォン(注2)等のモバイル端末向けソーシャルゲームの企画、開発及び運営を行う「ソーシャルゲーム事業」を主たる事業としております。

- (注) 1. 通話機能を主体とし、カメラやワンセグをはじめとする特徴的な機能を搭載している携帯電話端末
2. インターネットとの親和性が高く、パソコンの機能をベースとして作られた多機能携帯電話端末

(1) ソーシャルゲーム事業について

ソーシャルゲーム事業は、SNS運営事業者が提供するプラットフォーム(注1)をとおしてSNSユーザーへソーシャルゲームを提供しております。SNS上において提供される当社のソーシャルゲームは、ユーザーの趣味や余暇の充実を図るとともに、ソーシャルグラフ(注2)の活用によりSNSユーザー同士のコミュニケーションを一層拡充・深化させることを目的としております。当事業においては、主にグリー株式会社が運営するSNSである「GREE」(以下、「GREE」という。)に対してソーシャルゲームを提供しております。

ソーシャルゲームは、これまでの家庭用ゲーム専用機のタイトルとは異なり、ユーザーが短時間で気軽に楽しめるゲームであり、月額基本料無料、一部アイテム課金制(注3)を採用するタイトルが主流となっており、当社が提供しているソーシャルゲームにつきましても同様の仕組みでサービスを提供しております。また、ソーシャルゲームの開発に際しては、「オリジナルタイトル」の制作だけではなく、アニメや漫画等の、ユーザー認知度の高いキャラクター等のIP(注4)を有する他社との協業により、IPを利用したソーシャルゲーム(以下、「他社IP利用タイトル」という。)の制作も行っております。

- (注) 1. ソーシャルゲーム等を提供する際の土台・基盤として利用されるSNSのこと
2. Web上におけるユーザーの趣味、嗜好等を踏まえた相関関係やそのつながり、結びつきのこと
3. 無料で入手することが可能であるアイテムやカード等を、ゲームを有利に進めるために有料で提供すること
4. Intellectual Property：著作権等の知的財産権

① オリジナルタイトルの制作

当社は、平成22年8月に「GREE」において、本格競馬シミュレーションゲーム「ダービーズキングの伝説」のサービスを開始しております。同タイトルは、歴代の名馬が実名で登場する競馬シミュレーションゲームであり、平成23年2月には「GREE Platform Award(注1) 2010」において優秀賞を受賞するとともに、平成24年12月末現在における累積登録者数が139万人を超えるなど、2年以上に渡ってサービスの提供を続けております。また、平成23年10月に「GREE」においてサービスの提供を開始したカードバトルRPG(注2)「バハムートブレイブ」は、同ジャンルのソーシャルゲームが乱立する中において、カードバトルシステムやカードデザインに注力することで他のソーシャルゲームとの差別化を図った結果、平成24年3月には「GREE Platform Award 2011」において特別賞を受賞、平成24年8月には「GREE Platform Award-The first half of 2012-」において優秀賞を受賞するとともに、平成24年12月末現在での累積登録者数が107万人を超えるなど、サービスの提供後1年を経て当社の主要なタイトルとなっております。また、平成24年7月に「GREE」において「バハムートブレイブ」と同様のカードバトルシステムを採用した「精霊ファンタジア」の提供を開始しておりますが、新たな世界観を提供することにより、平成24年12月末現在で累積登録者数が31万人を超える実績となっております。

- (注) 1. 「GREE」へ提供されたアプリの中から、累計コイン消費額、ユーザー数、ユーザーのアプリ利用状況などを総合的に判断して優れているアプリを表彰するもの
2. カードの収集や、カードを使用した対戦を行いながら、ユーザーが冒険を進めていくタイプのゲーム

② 他社IP利用タイトルの制作

有名なアニメや漫画等のIPは、既にユーザー認知度が高いことから、サービスの開始直後から一定の登録者数を見込むことができます。収益については、IP保有会社と分配することからオリジナルタイトルと比較すると収益分配率は低くなりますが、IP保有会社と各種メディア等への広告宣伝や、ゲーム内で使用するグラフィックの制作等を両社で協力することによりプロモーションコストを抑えることが可能であるため、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えております。

主たる他社IP利用タイトルには、平成24年9月に「GREE」においてリリースした「エンペラーズ サガ」、同じく平成24年9月に「GREE」においてリリースした「サモンナイト コレクション」があります。「エンペラーズ サガ」は株式会社スクウェア・エニックスが保有するIPである「ロマンシング サガ」シリーズを基にしたソーシャルゲームであり、「サモンナイト コレクション」は株式会社バンダイナムコゲームスが保有するIPである「サモンナイト」シリーズを基にしたソーシャルゲームであります。

当社がサービスを提供している主なソーシャルゲームは、以下のとおりであります。

平成25年1月31日現在

タイトル名	提供先SNS プラットフォーム	オリジナル/ 他社IP利用	ゲーム内容
ダービーズキングの伝説	GREE mixi コロプラ	オリジナル	歴代の名馬や現役の競走馬が実名で登場する本格競馬シミュレーションゲーム
バハムートブレイブ	GREE Google play	オリジナル	伝説の指輪に託された使命を果たすべく、神魔を操り大陸に平和を取り戻すべく戦う本格カードバトルRPG
精霊ファンタジア	GREE	オリジナル	可愛い精霊たちが住む世界に迷い込んでしまった主人公が、精霊の力を借りて困難を乗り越えるファンタジーRPG
神姫覚醒 ブレイドブレイブ	GREE	オリジナル	ブレイド(武器)を胸に秘めた神姫(乙女)と心を通わせ、最強の“神姫使い”を目指すファンタジーカードバトルRPG
エンペラーズ サガ	GREE	他社IP利用	株式会社スクウェア・エニックスが保有するIPである「ロマンシング サガ」シリーズを基にしたカードバトルゲーム
サモンナイト コレクション	GREE	他社IP利用	株式会社バンダイナムコゲームスが保有するIPである「サモンナイト」シリーズを基にしたカードバトルゲーム
エウレカセブン ワールドブレイブ	GREE	他社IP利用	株式会社ボンズ、株式会社バンダイナムコゲームス他が保有するIPである「エウレカセブン」シリーズを基にしたカードバトルゲーム

(2) 当社のソーシャルゲーム事業の戦略

当社がソーシャルゲーム事業を行うにあたり、安定的に収益を得られるタイトルを提供して行くために取り組んでいることは、以下のとおりであります。

① 日々のユーザー動向のチェックによる施策の実施

ソーシャルゲームは、これまでの家庭用ゲーム専用機向けタイトルとは異なり、サービスの開始後もユーザーの動向に合わせてゲーム内容の改良を常に行っていくことが必要となっております。当社は、DAU、ARPU、ARPPU（注）等、ユーザー動向を示す各種指標を取得することによりユーザーの動向を把握し、各種施策を適時に実施することにより収益向上に取り組んでおります。

（注）DAU(Daily Active Users)：1日においてサービスを利用したユーザー数

ARPU(Average Revenue Per User)：累計登録者1人当たりの売上高

ARPPU (Average Revenue Per Payed User)：課金ユーザー1人当たりの売上高

② ノウハウの蓄積

当社は、企画、開発及び運営に至る主要なプロセスを自社で一貫して行うことにより、ソーシャルゲームの開発及び運営のノウハウを蓄積してまいりましたが、多くの累計登録者数を抱える既存タイトルにおける過去の施策とその結果を開発部門全体で共有することにより、効果のあった施策を他のタイトルにも応用する体制をとっております。また、新規タイトルの開発に際しても、既存タイトルの運営で得られたユーザーの動向を反映しております。既存タイトルから得られた分析結果の蓄積が当社の強みであると考えており、既存タイトルの運営に反映するだけでなく、新規タイトルの開発にも反映することで、安定的に収益を得られるタイトルを継続して提供してまいります。

③ 複数タイトルを同時に開発、運用できる体制

当社は、安定的な収益を確保するために、既存タイトルの運営と新規タイトルの開発を同時並行で行う体制を構築しておりますが、今後も優秀な人材の採用を積極的に行うことにより、この体制を強化してまいります。

④ オリジナルタイトルの開発

オリジナルタイトルは、広告宣伝費やゲーム内で使用するグラフィックカードの制作費等を当社で負担する必要がありますが、当社に対する収益分配率は高くなります。また、当社にて一貫した開発を行えることから新規のゲームシステムを短期間で開発することができ、変化の激しいユーザーの嗜好へ対応しやすくなります。このため研究開発やノウハウの蓄積といった意味でもオリジナルタイトルの開発は重要であると考えております。

⑤ 有力なIPの利用

有名なアニメや漫画等の有力IPは、既にユーザー認知度が高いことから、サービスの開始直後から一定の登録者数を見込むことができます。収益分配率については、IP保有会社への分配があるため、オリジナルタイトルと比べて低くなりますが、IP保有会社と各種メディア等での広告宣伝や、ゲーム内で使用するグラフィックの制作等を両社で協力することにより、プロモーションコストを抑えることが可能であるため、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えております。

⑥ 海外展開

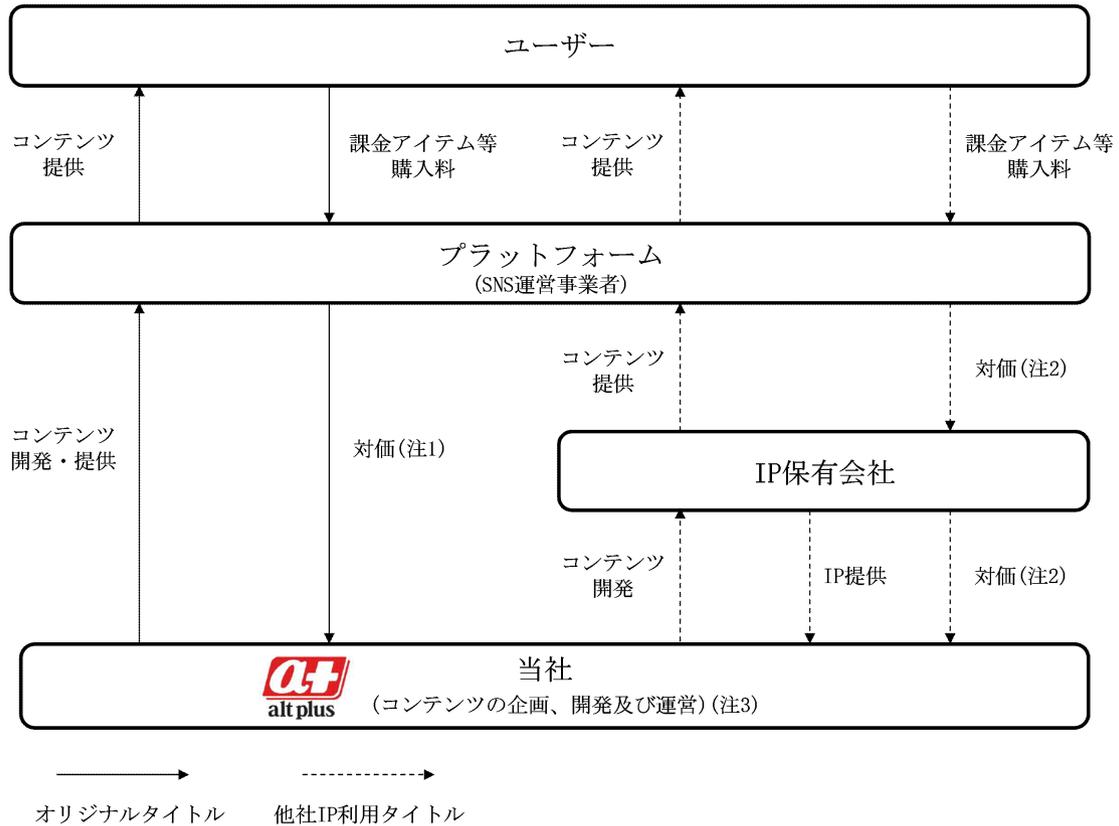
当社は「GREE」を中心とする国内SNSにソーシャルゲームを提供しておりますが、業容拡大のためには、国内だけでなく、今後の成長が見込まれる海外市場へ当社のソーシャルゲームを提供していく必要があると考えております。このため、「App Store」や「Google Play」等のプラットフォームを利用して、当社のソーシャルゲームを海外へ提供していく必要があると考えております。

当社は、上述の取り組みにより、多様化するユーザーの趣味、嗜好に合致したソーシャルゲームの企画、開発及び運営を進めることにより、ユーザーのライフタイムバリュー（注）の更なる向上を目指してまいります。

（注）ライフタイムバリュー(顧客生涯価値)：企業と顧客が継続的に取引を続けることにより、顧客が企業にもたらす利益

(3) 事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



- (注) 1. ユーザーの課金額から決済手数料及びプラットフォーム手数料 (SNS運営事業者による代金回収代行業務及び課金売上管理業務に対する手数料) を差引いた金額が、SNS運営事業者から当社へ支払われます。
2. ユーザーの課金額から決済手数料及びプラットフォーム手数料を差引いた金額が、SNS運営事業者からIP保有会社へ支払われ、当社への配分額はIP保有会社より支払われます。
3. コンテンツの企画、開発及び運営は、主として当社が行っております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
93（11）	30.9	0.8	4,486

- (注) 1. 従業員数は契約社員を含めた就業人員数で記載しております。
2. 臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
3. 当社の事業はソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
5. 従業員数が最近日までの1年間において66名増加しておりますが、主に事業拡大に伴う開発人員の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第3期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度における我が国の経済は、復興関連需要や堅調な個人消費に支えられ緩やかな回復基調にあるものの、欧州の債務問題に端を発する世界経済の減速懸念が依然拭えず、先行きが不透明な状況が続いております。

一方で、当社が属するソーシャルゲーム業界を取り巻く環境については、アクセスに必要な高速データ通信に対応した第三、第四世代携帯電話の契約数が1億2,000万件を超えており、モバイル端末での高速データ通信が可能な状況にあります（社団法人電気通信事業者協会調べ）。

このような事業環境の下、当社はソーシャルゲーム事業として主に国内SNSプラットフォーム向けに提供するソーシャルゲームの企画、開発及び運営を行ってまいりました。平成23年10月に「GREE」にて提供を開始した当社オリジナルタイトル「バハムートブレイブ」は、カードバトルRPGとして同種のソーシャルゲームが乱立している中において、バトルシステムやカードデザインに注力することで他のソーシャルゲームとの差別化を図った結果、累積登録者数は平成24年9月末時点で90万人を超えております。また、当事業年度より、オリジナルタイトルに加え、他社IP利用タイトルの開発も積極的に行っており、平成24年9月に株式会社スクウェア・エニックスとの協業タイトル「エンペラーズ サガ」、同じく平成24年9月に株式会社バンダイナムコゲームスとの協業タイトル「サモンナイト コレクション」を「GREE」にて提供を開始しております。

この結果、当事業年度の売上高は914,724千円（前年同期比108.0%増）、営業利益は174,792千円（前年同期比71.0%増）、経常利益は176,429千円（前年同期比65.9%増）、当期純利益は112,156千円（前年同期比81.1%増）となりました。

なお、当社はソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第4期第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、世界景気の減速等を背景とする不確実性は依然として高い状況ではありますが、復興需要が引き続き下支えする中で、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されております。

このような経済状況の下、当社が属するソーシャルゲーム業界を取り巻く環境につきましても、アクセスに必要な高速データ通信に対応した第三、第四世代携帯電話の契約数が、平成24年12月末現在で1億2,900万件を超えてお

ります（社団法人電気通信事業者協会調べ）。

このような事業環境の中、当社では平成24年10月にオリジナルタイトルである「神姫覚醒 ブレイドブレイブ」、他社IP利用タイトルである「エウレカセブン ワールドブレイブ」（株式会社ボンズ・株式会社バンダイナムコゲームス他が保有するIPである「エウレカセブン」シリーズを基にしたカードバトルゲーム）を「GREE」にて提供を開始するなど、引き続きソーシャルゲーム事業に取り組んでおります。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は636,334千円、営業利益は278,501千円、経常利益は278,710千円、四半期純利益は166,324千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ147,532千円減少し、56,132千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動の結果使用した資金は85,460千円（前事業年度は107,572千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益176,429千円を計上した一方で、売上の増加に伴う売上債権の増加248,376千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果使用した資金は145,403千円（前事業年度は18,650千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出30,290千円が発生したこと、及びオフィス移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出112,564千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果得られた資金は83,332千円（前事業年度は財務活動によるキャッシュ・フローの増減なし）となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はソーシャルゲーム事業の単一セグメントであり、第3期事業年度及び第4期第1四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	第3期事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	前年同期比 (%)	第4期第1四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)
ソーシャルゲーム事業 (千円)	914,724	208.0	636,334
合計 (千円)	914,724	208.0	636,334

(注) 1. 最近2事業年度及び第4期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第2期事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		第3期事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		第4期第1四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
グリー株式会社	406,007	92.3	727,727	79.6	317,167	49.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社において、ソーシャルゲーム事業における収益基盤の更なる拡大及び経営の安定化を図っていくうえで、対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) ソーシャルゲーム事業

① 収益力のある新規タイトルの提供

国内の携帯電話市場は、平成24年6月末時点で契約数が1億2,577万件に達し、全端末の約99%以上において高速データ通信が可能となっております（社団法人電気通信事業者協会公表）。当社は、この動向を踏まえ、モバイル端末向けのソーシャルゲームの市場は今後も成長を続けていくと考えておりますが、モバイル端末向けのソーシャルゲームは短期間、低コストで開発可能なものが多いため参入障壁が低く、また、これまで家庭用ゲーム専用機向けタイトルを主に開発していた会社も、当事業への新規参入もしくはシフトする傾向が続いており、今後も同業他社から多くのソーシャルゲームが提供され、より競争の激しい業界となっていくと考えております。

このような市場環境の下、当社がソーシャルゲーム事業においてこれまで以上に収益を伸ばしていくためには、既存タイトルの企画、開発及び運営により蓄積したソーシャルゲームのノウハウを用いて、収益力の高いタイトルを継続的、安定的に提供し続けることが重要であると認識しております。そのために当社は、オリジナルタイトルの開発に加え、他社IP利用タイトルを開発することにより、収益基盤の拡大と安定化を図るとともに、既存タイトルで得たノウハウやベースを用いて新規タイトルを開発することで、収益力の高いソーシャルゲームを開発することに取り組んでまいります。また、日本国内のソーシャルゲームプラットフォームへのタイトル提供に加え、Apple Inc. が運営する「App Store」やGoogle Inc. が運営する「Google Play」等、国内外を問わず複数のプラットフォームにタイトルを提供していくことで新たな収益基盤の獲得を目指してまいります。

② 技術革新への対応

モバイル端末の技術革新のスピードは非常に早く、特にスマートフォンやタブレット等の高機能端末の機能強化は一段と進んでいるため、モバイル端末利用者のモバイルコンテンツの利用動向に変化が生じる可能性があります。このため、各端末への最適な開発を迅速に行っていくことが重要な課題と認識しており、当社では、各種モバイル端末への対応を進めるとともに、技術革新の動向を追うことにより、変化への対応を図ってまいります。

③ ソーシャルゲーム事業以外への展開

ソーシャルゲーム市場は今後も成長が見込まれておりますが、業容を拡大するためには、ソーシャルゲームの企画、開発及び運営で得たノウハウを応用し、ソーシャルゲーム事業以外の事業を展開していくことが必要であると認識しております。このため、当社はPCブラウザゲーム（注）等、新たな収益の柱となるコンテンツ提供も積極的に行ってまいります。

（注）ウェブブラウザ（インターネットにアクセスするためのソフトウェア）上で遊べるゲーム。ウェブブラウザとインターネットに接続可能な環境があれば、インストール不要で手軽にプレイすることが可能。

④ ゲームの安全性及び健全性の強化

ソーシャルゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において現実の通貨で売買するリアル・マネー・トレードや、一部の課金方法がユーザーの過度の射幸心を煽るとして社会的な問題となっております。当社は、こうした状況を踏まえ、ソーシャルゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を順守してまいります。

⑤ システム管理体制の強化

ソーシャルゲームのユーザーは、インターネットへ接続可能なモバイル端末でゲームを行うため、インターネットへのアクセスが可能であれば、時間や場所を問わず利用することが可能となっております。このため、多数のユーザーが同時にアクセスした場合、システムに一時的に負荷がかかり、ゲームの提供に支障が生じることがあります。当社は、システム稼働の安定性を確保することが重要な課題であると認識しており、システム管理やシステム基盤の強化等に継続的に取り組んでまいります。

(2) 全社的な課題

① 人材の確保

当社が、今後更なる業容拡大を図るためには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成だけではなく、人材の外部流出を防止することが重要な課題であると認識しております。しかしながら、優秀な人材は他社とも競合し、安定的な人材確保が難しい状況が今後も継続すると考えております。そのために、当社は、各種勉強会の開催や福利厚生の充実を図るとともに、継続的に収益力の高いタイトルをリリースすることにより、当社の開発力をソーシャルゲーム業界に対してアピールし、優秀な人材の確保に努めてまいります。

② 内部管理体制の強化

当社が、今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために当社は、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に関するリスク

① 市場動向について

ソーシャルゲーム市場は、ソーシャルゲームへのアクセスに必要な高速データ通信に対応したモバイル端末の普及と、SNS運営事業者によるプラットフォームのオープン化により急速に拡大しており、今後も堅調な成長が見込まれております。また、国内市場だけではなく、当面は世界的に市場拡大が続いていくものと見込んでおります。しかしながら、予期せぬ法的規制や、データ通信料の定額制廃止等、通信事業者の動向により、市場全体の成長が大きく鈍化した場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② SNS運営事業者の動向について

当社のソーシャルゲーム事業は、SNS運営事業者によるプラットフォーム上において提供しており、当社は、各SNS運営事業者の定める規約を順守するとともに、当該SNS運営事業者に対して、回収代行手数料やシステム利用料等の各種手数料を支払っております。しかしながら、各種手数料の料率の変更等、SNS運営事業者の事業戦略の転換並びにSNS運営事業者の動向によっては、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ ユーザーの嗜好について

ソーシャルゲーム市場においては、基本料金を無料とし、アイテム等に対して課金するアイテム課金制のソーシャルゲームのニーズが高くなっており、当社は、このアイテム課金制のソーシャルゲームを主に開発・提供しております。しかしながら、ユーザーの嗜好が変化し、アイテム課金制のソーシャルゲームに対するニーズが低下した場合、想定していた課金アイテムの販売による収益が得られない可能性があり、この結果、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ スマートフォンの普及に伴うユーザーの利用動向について

ソーシャルゲームは、フィーチャーフォンによる利用が主流でありましたが、現在、各通信事業者より様々なスマートフォン端末が提供されていることから、スマートフォンへの移行が急速に進んでおります。当社は、フィーチャーフォンだけではなくスマートフォンにも対応したソーシャルゲームを同時に開発・運営できる体制を整えることにより、スマートフォンの急速な普及に対応しておりますが、スマートフォンの普及に伴い、ユーザーのモバイルコンテンツの利用動向に変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 競合他社の動向について

当社のソーシャルゲーム事業においては、現時点で競合他社が多数存在しているほか、参入障壁も低いことから新規事業者の参入が相次いでおります。このような状況の中で、当社は、これまで培ってきたソーシャルゲーム運営のノウハウを生かして、ユーザーのニーズに合致するとともに、他社のソーシャルゲームと差別化したタイトルを継続して提供してまいります。しかしながら、競業他社との競争が激化し、他社との比較で優位性を保てなくなった場合には、当社の提供するソーシャルゲームの利用者数が減少し、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 技術革新について

当社が提供するソーシャルゲームは、主にフィーチャーフォンやスマートフォン等のモバイル端末向けのものであり、モバイル業界の技術革新に強い影響を受けております。このため、当社は、高性能な情報端末の普及が急速に進むモバイル業界の動向を随時調査し、その変化に対応すべく開発・運営体制の整備、強化を進めておりますが、こうしたモバイル業界の動向への対応が遅れた場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 取引依存度の高い主要な取引先について

当社は主に、SNS運営事業者であるグリー株式会社(以下、「同社」という。)を通じてソーシャルゲームの提供を行っており、最近2事業年度並びに当第1四半期累計期間における総売上高に占める同社に対する売上高の割合は、下表のとおり高い水準にあります。また、同社とは平成24年9月に業務提携契約を締結しており、当該契約に基づき、同社と協議の上で、対象ソーシャルゲームとなったものについては、同社による新規登録者獲得のプロモーション施策を受ける一方、原則として同社プラットフォームにおいてのみ提供を行うことになっております。同社とは、現状の取引関係を維持していくことを確認しておりますが、将来において何らかの要因により同社の事業戦略等に変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

相手先	第2期事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		第3期事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		第4期第1四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グリー株式会社	406,007	92.3	727,727	79.6	317,167	49.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

⑧ タイトルの継続的な提供について

ソーシャルゲームは、提供開始から数ヶ月～1年程度でピークアウトする傾向が一般的であり、安定的な収益を上げるためには、多数のユーザーを獲得できるタイトルを継続的に提供し続ける必要があります。当社は、既存タイトルで培ったノウハウを新規タイトルの開発に利用するだけでなく、多数のユーザー獲得が可能な他社有力IPを利用したタイトルを積極的に開発するとともに、複数タイトルを同時並行で開発・運営できる体制を構築しております。しかしながら、開発の遅延や他社有力IPが利用できなくなることにより、多数のユーザーを獲得できるタイトルを継続的に提供できなかった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑨ リアル・マネー・トレードについて

当社のソーシャルゲームのタイトルには、ユーザー同士がゲーム内で獲得したアイテムを交換できる機能を設けております。このような機能を導入しているソーシャルゲームは数多くありますが、一部のユーザーがゲーム内アイテム等をオークションサイト等において現実の通貨で売買するというリアル・マネー・トレード(以下、「RMT」という。)を行う場合があります。悪意のあるユーザーが不正にゲーム内アイテム等を入手し、RMTによって多額の金銭を得るといった不正行為等が行われることが、社会的な問題となっております。当社では、利用規約でRMTの禁止を明記するとともに、違反者に対してはゲームの利用停止や強制退会等の厳正な対応を講じる方針であることを明確にしております。しかしながら、当社に関連するRMTが大規模に発生、又は拡大した場合には、当社のサービスの信頼性が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ ソーシャルゲーム内の課金システムに対する法的規制等について

ソーシャルゲームにおける一部の課金方法がユーザーの過度の射幸心を煽るとして、特定の課金方法に対しては不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に違反するとの見解が消費者庁より示され、平成24年7月1日から「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準が施行されております。これを受け、ソーシャルゲーム業界では、大手プラットフォーム6社からなるソーシャルゲームプラットフォーム連絡協議会より各種ガイドライン(自主規制)が提示されるとともに、平成24年11月に一般社団法人ソーシャルゲーム協会(JASGA)が発足し、ゲームに関する自主規制等に取り組む旨、公表されております。当社は同協会へ加入するとともに、各種法的規制や業界の自主規制を順守し、業界の健全性、発展性を損なうことのないよう努めていくべきであると考えております。

しかしながら、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定、各種ガイドラインの解釈の変更や新たなガイドラインの制定が行われた場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑪ システム障害について

当社の事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しており、過剰アクセスによるサーバーダウンや通信ネットワーク機器の故障及び自然災害や火災・事故等によるシステム障害を回避すべく、サーバーの負荷分散や稼働状況の監視等の未然防止・回避策を実施しております。しかしながら、こうした対応にもかかわらず大規模なシステム障害が起り、サービス提供に障害が生じた場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 新たな事業展開について

当社は、今後の成長が見込まれる海外市場へ当社のソーシャルゲームを提供していく必要があるとともに、PCブラウザゲーム等、将来の収益源となる新たなコンテンツの提供も積極的に行っていきたいと考えております。そのために、新たな人材の確保、システム投資及び広告宣伝等のための追加的な支出が発生するほか、当社が今まで想定していない新たなリスクが存在する可能性があります。このため、新たな事業展開が当社の想定どおりに進捗しなかった場合には、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 組織体制に関するリスク

① 人材の確保、育成について

当社が、今後更なる業容拡大を図るためには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成に加え、人材の外部流出を防止することが重要な課題であり、採用による人材の獲得を積極的に行うとともに、各種勉強会の開催や福利厚生の充実等の施策を行っております。しかしながら、当社が必要な人材を十分に確保できなかった場合、又は社内の重要な人材が外部に流出してしまった場合には、社員の育成が計画どおりに進まず、事業規模に応じた適正な人材配置が困難となることから、業容拡大の制約要因となり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制について

当社は、内部関係者の不正行為等が発生しないように、法令及び企業倫理に沿った各種規程を制定するとともに、監査役会の設置や内部監査の実施等、内部統制の充実を図っております。しかしながら、このような対応にも関わらず法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生した場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定役員への依存について

当社の創業者であり代表取締役CEOである石井武は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、各現場部署の事業推進、外部との折衝等において重要な役割を果たしております。当社では、ゲームタイトルごとに企画、開発及び運営を一貫して実施するプロジェクトチーム体制をとっており、プロジェクトチームへ大幅な権限移譲を進めることで、当人に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により当人に不測の事態が生じた場合、または当人が退任するような事態が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 社歴が浅いことについて

当社は平成22年5月に設立された社歴の浅い会社であるため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(3) その他のリスク

① 知的財産権の管理について

当社は、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、総務・人事部及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があり、当社が保有する権利の権利化が出来ない場合もあります。こうした場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 自然災害、事故等について

当社の開発拠点は、本店所在地である東京都渋谷区にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業活動に支障をきたす可能性があり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は、普通株式3,100,000株であり、この内、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が2,000,000株を所有（所有割合64.5%）しております。このベンチャーキャピタル等が保有する普通株式は、当社の株式公開日以降、キャピタルゲインを目的に市場で売却される可能性があります。そのような場合には、短期的な需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の株価が低下する可能性があります。

④ 資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、ソーシャルゲーム開発に係るグラフィック制作やデバッグ（注）費用等の外注費及び販売促進に係る広告媒体購入費等を中心に充当する予定であります。しかしながら、変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点での計画以外の使途にも充当される可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

（注）コンピュータプログラムのエラー（バグ）の原因を探し、取り除くこと

⑤ 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営目標と認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。しかしながら、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化も重要な経営目標と考えており、現在、配当実績はございません。現時点において、配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

⑥ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在のストック・オプションによる潜在株式数は454,000株であり、発行済株式総数3,100,000株の14.6%に相当しております。

5 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
グリー株式会社	GREEデベロッパー規約	「GREE」上で動作・提供されるアプリ等（以下、「アプリ」という。）の開発及び配信を行うために必要となるSDK(注)、各種API、開発及び動作環境その他関連情報等、またはアプリ配信後の代金回収代行業務並びにアプリケーション内の課金管理業務の提供に関する規約	契約期間は定められておりません。
	業務提携契約	国内外のソーシャルゲーム事業において、アプリに関する協業の際の諸条件を定める契約	平成24年9月1日から平成25年8月31日まで（以降1年ごと自動更新）

(注) Software Development Kit：ソフトウェアを作成するための開発ツールのセット

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご注意ください。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、この財務諸表の作成には、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所がございます。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内でかつ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意ください。

(2) 財政状態の分析

第3期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

(資産)

当事業年度末における総資産は602,648千円となり、前事業年度末に比べ303,680千円増加いたしました。これは現金及び預金は147,532千円減少しましたが、売上の増加による売掛金の増加248,376千円、繰延税金資産の増加60,767千円、本社オフィス移転に伴う差入保証金の増加112,079千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は281,996千円となり、前事業年度末に比べ191,523千円増加いたしました。これは主に、買掛金の増加10,150千円、未払費用の増加24,343千円、賃借料等の増加に伴う未払金の増加35,524千円、差入保証金に充当する長期借入金の増加83,332千円、未払法人税等の増加34,623千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は320,651千円となり、前事業年度末に比べ112,156千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上による繰越利益剰余金の増加112,156千円によるものであります。

第4期第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は935,618千円となり、前事業年度末に比べ332,969千円の増加となりました。これは主に、売掛金の回収による現金及び預金の増加153,174千円、売上の増加による売掛金の増加154,806千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は448,642千円となり、前事業年度末に比べ166,645千円の増加となりました。これは主に、借入金の増加62,499千円、サーバー費用等の増加による未払金の増加32,300千円、未払法人税等の増加60,181千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は486,975千円となり、前事業年度末に比べ166,324千円の増加となりました。これは四半期純利益の計上による繰越利益剰余金の増加166,324千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第3期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

(売上高)

当事業年度の売上高は914,724千円となり、前事業年度に比べ474,867千円増加いたしました。これはソーシャルゲーム事業が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

当事業年度における売上原価は489,467千円となり、前事業年度に比べ272,346千円増加いたしました。主な内訳は新規採用に伴う労務費の増加114,531千円、データセンター等の賃借料の増加60,074千円、地代家賃の増加23,087千円であります。

この結果、売上総利益は425,256千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は250,464千円となり、前事業年度に比べ129,971千円増加いたしました。主な内訳は広告宣伝費の増加15,479千円、新規採用に伴う紹介手数料等、支払手数料の増加42,261千円、給与の増加18,753千円、地代家賃の増加16,834千円であります。

この結果、営業利益は174,792千円となりました。

(営業外損益)

当事業年度における経常利益は176,429千円となり、前事業年度に比べ70,080千円増加いたしました。営業外収益の主な内訳は助成金収入2,100千円、営業外費用の主な内訳は支払利息482千円であります。

これらの結果を受け、当事業年度の当期純利益は112,156千円となり、前事業年度に比べ50,227千円増加いたしました。法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は、64,273千円であります。

第4期第1四半期累計期間(自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)

(売上高)

当第1四半期累計期間の売上高は636,334千円となりました。これは、既存タイトルの売上が堅調に推移したことと、前期末より提供を開始した「エンペラーズ サガ」等、新規タイトルの開始等により売上が増加したためであります。

(売上原価)

当第1四半期累計期間の売上原価は223,289千円となりました。これは、新規タイトルの開発等に係る労務費やデータセンター等の賃借料の増加したためであります。

(販売費及び一般管理費)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は134,543千円となりました。これは、従業員の採用に伴う紹介手数料や、従業員の増加による人件費が増加したためであります。

(営業外損益)

当第1四半期累計期間の営業外収益は700千円、営業外費用は490千円となりました。

これらの結果を受け、当第1四半期累計期間の営業利益は278,501千円、経常利益は278,710千円、四半期純利益は166,324千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第3期事業年度(自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ147,532千円減少し、当事業年度末には56,132千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動の結果使用した資金は85,460千円(前事業年度は107,572千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益176,429千円を計上した一方で、売上の増加に伴う売上債権の増加248,376千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果使用した資金は145,403千円(前事業年度は18,650千円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出30,290千円が発生したこと、及びオフィス移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出112,564千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果得られた資金は83,332千円(前事業年度は財務活動によるキャッシュ・フローの増減なし)となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、市場動向、競合他社、技術革新、人材の確保・育成等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は優秀な人材の採用、ユーザーのニーズに合ったタイトルの提供等を積極的に行っていくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針

経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後の業容拡大を遂げるためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処して行くことが必要であると認識しております。

そのためには、収益力のある新規タイトルの継続的な提供、ゲームの安全性及び健全性の強化、システム管理体制の強化を図るだけでなく、ソーシャルゲーム事業以外のコンテンツ提供を行ってまいります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、各SNS運営事業者が各社のソーシャルゲームプラットフォームをオープン化した時期に創業しており、以来ソーシャルゲーム事業に注力することにより、ソーシャルゲーム市場の拡大に寄与してまいりました。

当社は今後も、ソーシャルゲーム事業に引き続き注力してまいります。ソーシャルゲームの運営で得たノウハウに基づき、新たな事業の展開を検討してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第3期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度の設備投資等の総額は30,290千円であります。その主なものは、事業拡大に伴う本社移転による設備工事等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第4期第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

当第1四半期累計期間の設備投資等の総額は1,356千円であります。その主なものは、勤怠管理用のソフトウェアであります。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	12,272	18,646	30,919	69 (6)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 本社事務所は賃借物件であります。

3. 従業員数は契約社員を含めた就業人員数で記載しており、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】 (平成25年1月31日現在)

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(注) 平成24年10月9日開催の取締役会決議により、平成24年11月7日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は13,950,000株増加し、14,000,000株となりましたが、平成24年11月20日付でA種優先株式2,000,000株を取得し、会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、同日付で消却いたしました。これにより、平成24年12月18日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の定款からA種優先株式に関する規定が削除され、発行可能株式総数が12,000,000株となりました。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,100,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は、100株であります。
計	3,100,000	—	—

(注) 1. 平成24年10月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年11月7日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行うことにより1,098,900株増加しております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株式制度を採用しております。

2. 平成24年11月20日付にてA種優先株式の全部を取得するのと引き換えに普通株式を交付することにより2,000,000株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成23年12月20日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年1月31日)
新株予約権の数（個）	448	444
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	448（注）1	444,000（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000,000（注）2	1,000（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月1日 至 平成33年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000,000 資本組入額 500,000	発行価格 1,000（注）7 資本組入額 500（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1. 当社が当社普通株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社および当社の子会社の取締役、使用人、社外協力者または株主たることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合およびグループ会社への転籍により退任・退職した場合等で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退任・退職後2年間行使することができる。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁錮刑以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則による降任・降格以上の制裁を受けていないことを要する。
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
- ④その他の条件は、株主総会の決議および取締役会の決議の授権に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑤各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権者は本新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

- エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- オ 新株予約権を行使することができる期間
 第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 第1回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
- キ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 本新株予約権者は本新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- ク 再編対象会社による新株予約権の取得
 第1回新株予約権割当契約書に準じて決定する。
6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案および当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社の株主総会で承認されたときは、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」記載の本新株予約権の行使の条件の何れか反することとなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 前二号にかかわらず、当社はいつでも本新株予約権を取得しこれを無償で消却または権利放棄することができる。
7. 当社は、平成24年10月9日開催の取締役会決議に基づき、平成24年11月7日付をもって普通株式1株を1,000株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 第2回新株予約権（平成23年12月20日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年1月31日)
新株予約権の数(個)	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10(注)1	10,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000,000(注)2	1,000(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月1日 至 平成33年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000,000 資本組入額 500,000	発行価格 1,000(注)7 資本組入額 500(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が当社普通株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社および当社の子会社の取締役、使用人、社外協力者または株主たることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合およびグループ会社への転籍により退任・退職した場合等で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退任・退職後2年間行使することができる。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁錮刑以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則による降任・降格以上の制裁を受けていないことを要する。
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。
- ④その他の条件は、株主総会の決議および取締役会の決議の授権に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑤各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権者は本新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

5. 当社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(当社が完全子会社となる場合に限る。以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

オ 新株予約権を行使することができる期間

第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第1回新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第1回新株予約権割当契約書に準じて決定する。

キ 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権者は本新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

ク 再編対象会社による新株予約権の取得

第1回新株予約権割当契約書に準じて決定する。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案および当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社の株主総会で承認されたときは、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」記載の本新株予約権の行使の条件の何れか反することとなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③前二号にかかわらず、当社はいつでも本新株予約権を取得しこれを無償で消却または権利放棄することができる。

7. 当社は、平成24年10月9日開催の取締役会決議に基づき、平成24年11月7日付をもって普通株式1株を

1,000株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」

及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年5月6日 (注)1	普通株式 500	普通株式 500	5,000	5,000	—	—
平成22年6月4日 (注)2	普通株式 600	普通株式 1,100	6,000	11,000	—	—
平成22年7月20日 (注)3	A種優先株式 2,000	普通株式 1,100 A種優先株式 2,000	72,000	83,000	72,000	72,000
平成24年11月7日 (注)4	普通株式 1,098,900 A種優先株式 1,998,000	普通株式 1,100,000 A種優先株式 2,000,000	—	83,000	—	72,000
平成24年11月20日 (注)5	普通株式 2,000,000	普通株式 3,100,000 A種優先株式 2,000,000	—	83,000	—	72,000
平成24年11月20日 (注)5	A種優先株式 △2,000,000	普通株式 3,100,000	—	83,000	—	72,000

(注) 1. 会社設立

発行価格 10,000円、資本組入額 10,000円

2. 有償第三者割当

割当先 石井武、鶴川太郎

発行価格 10,000円、資本組入額 10,000円

3. 有償第三者割当

割当先 東京ディスカバリー投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合
発行価格 72,000円、資本組入額 36,000円

4. 株式分割 (1:1000) によるものであります。

5. A種優先株式を普通株式へ転換(1:1)し、それに伴い取得した自己株式(A種優先株式)の全てを消却したことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成25年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	2	4	—
所有株式数(単元)	—	—	—	20,000	—	—	11,000	31,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	64.52	—	—	35.48	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,100,000	31,000	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,100,000	—	—
総株主の議決権	—	31,000	—

② 【自己株式等】

平成25年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

①第1回新株予約権（平成23年12月20日定時株主総会決議）

決議年月日	平成23年12月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 24名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員21名の合計24名となっております。

②第2回新株予約権（平成23年12月20日定時株主総会決議）

決議年月日	平成23年12月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
最近事業年度における取得自己株式	—	—
最近期間における取得自己株式	2,000,000	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	2,000,000	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しておりますが、当期純利益を計上した場合でも、将来の事業展開に備え、財務基盤を強固にすることが重要であると考え、現時点では剰余金の配当を実施しておりません。なお、当社の剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、事業拡大のための社内体制やシステム環境の整備並びに中長期的に安定的な成長モデルを構築するための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	石井 武	昭和44年6月10日生	平成4年4月 国際ファイナンス株式会社入社 平成12年7月 元気株式会社入社 経営企画室長 平成17年1月 同社取締役就任 平成17年2月 元気モバイル株式会社 取締役就任 平成17年5月 株式会社アミューズキャピタル入社 グループ経営企画室長 平成17年10月 株式会社AQインタラクティブ(現株式会社マーベラスAQL)入社 公開準備室長 平成18年4月 同社経営企画室長 平成19年6月 同社執行役員経営企画・IR部門担当兼経営企画室長 平成21年9月 同社ネットワークコンテンツ事業部長 平成22年5月 当社設立 代表取締役CEO就任(現任)	(注)2	1,000,000
取締役	COO兼事業開発部長	鶴川 太郎	昭和51年1月14日生	平成11年9月 ターゲットワン株式会社入社 平成12年6月 同社取締役就任 平成14年8月 株式会社ワークアット入社 平成17年10月 株式会社リンクシンク 取締役就任 平成20年11月 株式会社コムニコ 取締役就任(現任) 平成21年12月 株式会社AQインタラクティブ(現株式会社マーベラスAQL)入社 NC事業部開発部長 平成22年7月 当社入社 取締役COO就任(現任) 平成24年7月 事業開発部長(現任)	(注)2	100,000
取締役	CTO兼エンジニアリング&サービス部長	正法地 智也	昭和52年7月19日生	平成11年4月 株式会社i-on入社 平成17年3月 株式会社ワークアット入社 平成18年7月 株式会社リンクシンク入社 平成22年7月 当社入社 開発部長 平成22年7月 取締役CTO就任(現任) 平成24年4月 エンジニアリング&サービス部長(現任)	(注)2	—
取締役	CF0兼財務・経理部長	竜石堂 潤一	昭和47年8月20日生	平成11年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成20年1月 株式会社サムライファクトリー入社 経経総務部長 平成20年5月 同社取締役兼管理部長 平成24年4月 当社入社 財務・経理部長(現任) 平成24年7月 取締役CF0就任(現任)	(注)2	—
常勤監査役	—	小田 香織	昭和47年5月13日生	平成7年4月 株式会社コロネット商会入社 平成13年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成17年8月 株式会社jig.jp入社 平成24年3月 当社 監査役就任(現任)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	隈元 慶幸	昭和37年12月26日生	昭和61年4月 株式会社ブリヂストン入社 平成6年4月 東京弁護士会弁護士登録 平成13年4月 堀裕法律事務所(現堀総合法律事務所)入所 平成15年6月 株式会社パソナキャリア(現株式会社パソナ) 監査役就任(現任) 平成16年4月 株式会社メディカルアソシア 監査役就任(現任) 平成19年5月 小倉クラッチ株式会社 監査役就任(現任) 平成22年7月 当社 監査役就任(現任) 平成23年10月 株式会社アイリッジ 監査役就任(現任)	(注)3	—
監査役	—	小林 壮太	昭和46年2月21日生	平成10年10月 中央監査法人入所 平成19年8月 新創税理士法人入所 平成20年8月 公認会計士税理士小林壮太事務所設立 平成22年7月 当社 監査役就任(現任)	(注)3	—
計						1,100,000

- (注) 1. 監査役小田香織、隈元慶幸及び小林壮太は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成24年11月6日開催の臨時株主総会終結の時から平成25年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 平成24年11月6日開催の臨時株主総会終結の時から平成28年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

③ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

I. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 機密管理体制の整備

(ア) 「機密管理規程」に基づき、機密の管理ならびに保全に努め、企業機密漏洩の防止及び企業機密の適正な活用を図る。

(イ) 取締役会の記録及びその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令及び社内規程等の定めるところにより保存し、管理する。

2. 教育体制の整備

情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を社内において実施する。

II. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1. 管理部署

経営企画室は、当社のリスク管理全般を統括、推進する。

2. 報告体制の整備

(ア) 取締役は、事業上の重要なリスクに関しては、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。

(イ) 取締役は、内部統制に係る重要な欠陥等の情報を、取締役会等を通じ、監査役及びその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。

(ウ) 取締役は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。

III. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1. 職務権限・責任及び分掌の明確化

(ア) 決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関もしくは決裁者を定めた「職務権限規程」を制定する。

(イ) 業務の執行が効率的に行われるように、前項の「職務権限規程」と共に「業務分掌規程」を定め業務執行を明確にする。

2. 意思決定の迅速化

取締役会は、定例だけでなく、必要に応じて開催することにより、重要事項の意思決定及び業務執行の監督を迅速かつ機動的に行う。

3. 報告体制の整備

(ア) 取締役は、取締役会等を通じ、取締役に対し積極的に課題等の共有及び報告を行う。

(イ) 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。

IV. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コーポレート・ガバナンス

(ア) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程にしたがい、担当業務を執行する。

(イ) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(ウ) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等にしたがい、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

2. コンプライアンス

(ア) 取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な諸活動を推進し、管理する。

(イ) 各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(ウ) 取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(エ) 反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署及び情報収集、管理、報告方法等を定めるほか、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

3. 財務報告の適正性確保のための体制の整備

- (ア) 金融商品取引法及び関係法令等が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、代表取締役CEOの指示の下、内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (イ) 取締役及び監査役は、財務報告とその内部統制に関し、適切に監督監視する責任を理解し、実行する。
- (ウ) 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- (エ) 財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

4. 内部監査

代表取締役CEO直轄の経営企画室を設置し、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

V. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役の独立性の確保

当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。

2. 報告体制の整備

- (ア) 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役CEO及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- (イ) また、取締役及び従業員は、監査役に対して、重大な法令または定款違反及び不正な行為ならびに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- (ウ) 従業員は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

VI. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (ア) 監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (イ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役CEO直轄の経営企画室(1名)が行っております。経営企画室は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、監査結果については代表取締役CEOと被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の報告をさせております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画により定められた内容に基づき、各監査役は定められた業務分担に従って監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査担当者との意見交換等を行っており、三者間で必要な情報の共有を図っております。

なお、社外監査役である小田香織及び小林壮太は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を現在選任していませんが、社外監査役は3名（うち1名は常勤監査役）であり、常勤監査役である小田香織は当社との利害関係がなく、また証券取引所が定める独立役員としての条件等を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立性が高いだけでなく、取締役もしくは経営の監視機能としても十分であると判断しております。

社外監査役である小田香織及び小林壮太は公認会計士の資格を有しており、会計の専門家としての立場から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言を行っております。社外監査役隈元慶幸は弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての立場から、当社の事業戦略及び当社取締役の職務執行につき提言・助言を行っております。なお、当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は特段設けておりませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

社外常勤監査役は、必要の都度、会計監査人より会計監査の内容について報告を受ける等、情報交換を行い相互連携を図っております。また、内部監査人より必要の都度、内部監査結果について報告を受ける等、情報交換を行い相互連携を図っております。

なお、社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

⑥ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	32,839	32,839	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員(注)	3,840	3,840	—	—	—	3

(注)社外監査役3名であります。

ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により代表取締役CEOに一任し、監査役については監査役の協議により決定しております。

⑦ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑧ 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員	公認会計士	長島 拓也
指定有限責任社員・業務執行社員	公認会計士	大野 開彦

ロ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	2名
その他	5名

⑨ 弁護士等その他の第三者の状況

当社は、弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律全般についてアドバイスを受けております。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

⑫ 会社法第309条第2項に定める決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬ 株主総会決議事項のうち、取締役会で決議することができることとした事項

イ. 自己株式の取得に関する事項

当社は、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
4,200	700	7,500	428

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、株式公開を前提とした監査受託のための調査並びに、監査契約の締結を前提とした、期首残高の調査であります。

(最近事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導並びに幹事証券会社又は証券取引所からの質問対応であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則附則第3項に基づき、当事業年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の財務諸表を作成するために適用すべき財務諸表等規則等に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）及び当事業年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則附則第4項に基づき、比較情報を含めないで作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）及び当事業年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	203,664	56,132
売掛金	50,549	298,925
前払費用	1,288	3,982
繰延税金資産	12,531	43,047
その他	—	216
流動資産合計	268,033	402,304
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,069	14,937
減価償却累計額	△186	△2,665
建物(純額)	2,883	12,272
工具、器具及び備品	3,380	21,802
減価償却累計額	△519	△3,156
工具、器具及び備品(純額)	2,860	18,646
有形固定資産合計	5,743	30,919
無形固定資産		
ソフトウェア	1,682	3,585
無形固定資産合計	1,682	3,585
投資その他の資産		
繰延税金資産	8,974	39,225
差入保証金	14,534	※1 126,613
投資その他の資産合計	23,508	165,838
固定資産合計	30,934	200,343
資産合計	298,968	602,648
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,055	12,205
1年内返済予定の長期借入金	—	※1 50,004
未払金	13,689	49,213
未払費用	1,551	25,894
未払法人税等	60,194	94,818
未払消費税等	11,666	12,712
預り金	1,316	3,364
その他	—	456
流動負債合計	90,473	248,668
固定負債		
長期借入金	—	※1 33,328
固定負債合計	—	33,328
負債合計	90,473	281,996

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	83,000	83,000
資本剰余金		
資本準備金	72,000	72,000
資本剰余金合計	72,000	72,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	53,494	165,651
利益剰余金合計	53,494	165,651
株主資本合計	208,494	320,651
純資産合計	208,494	320,651
負債純資産合計	298,968	602,648

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成24年12月31日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		209,306
売掛金		453,732
その他		67,232
流動資産合計		730,271
固定資産		
有形固定資産		29,067
無形固定資産		4,426
投資その他の資産		
差入保証金		111,885
その他		59,967
投資その他の資産合計		171,852
固定資産合計		205,346
資産合計		935,618
負債の部		
流動負債		
買掛金		13,607
短期借入金		75,000
未払法人税等		155,000
その他		184,207
流動負債合計		427,815
固定負債		
長期借入金		20,827
固定負債合計		20,827
負債合計		448,642
純資産の部		
株主資本		
資本金		83,000
資本剰余金		72,000
利益剰余金		331,975
株主資本合計		486,975
純資産合計		486,975
負債純資産合計		935,618

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	439,856	914,724
売上原価	217,120	489,467
売上総利益	222,736	425,256
販売費及び一般管理費	※ 120,493	※ 250,464
営業利益	102,242	174,792
営業外収益		
受取利息	28	27
助成金収入	4,078	2,100
営業外収益合計	4,106	2,127
営業外費用		
支払利息	—	482
その他	—	7
営業外費用合計	—	489
経常利益	106,349	176,429
税引前当期純利益	106,349	176,429
法人税、住民税及び事業税	60,200	125,040
法人税等調整額	△15,780	△60,767
法人税等合計	44,420	64,273
当期純利益	61,928	112,156

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	87,011	40.1	201,542	41.2
II 外注費		27,623	12.7	65,601	13.4
III 経費		102,485	47.2	222,322	45.4
売上原価		217,120	100.0	489,467	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

(注)

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
※ 主な内訳は、次のとおりであります。		※ 主な内訳は、次のとおりであります。	
賃借料	76,277千円	賃借料	136,351千円
地代家賃	7,484千円	地代家賃	30,571千円
消耗品費	5,224千円	消耗品費	20,872千円

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	636,334
売上原価	223,289
売上総利益	413,045
販売費及び一般管理費	134,543
営業利益	278,501
営業外収益	
助成金収入	700
営業外収益合計	700
営業外費用	
支払利息	376
為替差損	114
営業外費用合計	490
経常利益	278,710
税引前四半期純利益	278,710
法人税、住民税及び事業税	154,180
法人税等調整額	△41,793
法人税等合計	112,386
四半期純利益	166,324

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	83,000	83,000
当期末残高	83,000	83,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	72,000	72,000
当期末残高	72,000	72,000
資本剰余金合計		
当期首残高	72,000	72,000
当期末残高	72,000	72,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△8,433	53,494
当期変動額		
当期純利益	61,928	112,156
当期変動額合計	61,928	112,156
当期末残高	53,494	165,651
利益剰余金合計		
当期首残高	△8,433	53,494
当期変動額		
当期純利益	61,928	112,156
当期変動額合計	61,928	112,156
当期末残高	53,494	165,651
株主資本合計		
当期首残高	146,566	208,494
当期変動額		
当期純利益	61,928	112,156
当期変動額合計	61,928	112,156
当期末残高	208,494	320,651
純資産合計		
当期首残高	146,566	208,494
当期変動額		
当期純利益	61,928	112,156
当期変動額合計	61,928	112,156
当期末残高	208,494	320,651

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	106,349	176,429
減価償却費	1,570	6,245
受取利息及び受取配当金	△28	△27
助成金収入	△4,078	△2,100
支払利息	—	482
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,417	△248,376
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,493	10,150
未払金の増減額 (△は減少)	6,191	35,524
未払費用の増減額 (△は減少)	141	24,343
預り金の増減額 (△は減少)	△94	2,047
前払費用の増減額 (△は増加)	△213	△2,621
未払消費税等の増減額 (△は減少)	11,666	1,046
その他	1	239
小計	103,594	3,383
利息及び配当金の受取額	22	22
助成金の受取額	4,078	2,100
利息の支払額	—	△554
法人税等の支払額	△123	△90,411
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,572	△85,460
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,449	△30,290
無形固定資産の取得による支出	△1,271	△2,547
敷金及び保証金の差入による支出	△14,534	△112,564
敷金及び保証金の回収による収入	3,604	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,650	△145,403
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	100,000
長期借入金の返済による支出	—	△16,668
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	83,332
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	88,921	△147,532
現金及び現金同等物の期首残高	114,742	203,664
現金及び現金同等物の期末残高	※ 203,664	※ 56,132

【重要な会計方針】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年
工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～22年
工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年10月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【会計上の見積りの変更】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

（耐用年数の変更）

当事業年度において、本社オフィスの移転を実施するとともに、旧本社オフィスについては、契約期間満了に伴い賃貸借契約を解除することを決定しております。この結果、利用不能となる資産については耐用年数を契約終了月までの期間に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
差入保証金	－千円	111,499千円
計	－	111,499

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	－千円	50,004千円
長期借入金	－千円	33,328千円
計	－千円	83,332千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
当座貸越極度額	－千円	80,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	－千円	80,000千円

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度25%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度75%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
役員報酬	33,618千円	36,679千円
給与手当	5,400	24,153
支払報酬	6,487	15,168
支払手数料	7,558	49,819
消耗品費	5,682	12,748
地代家賃	1,332	18,166
広告宣伝費	46,348	61,828

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,100	－	－	1,100
A種優先株式	2,000	－	－	2,000
合計	3,100	－	－	3,100

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,100	—	—	1,100
A種優先株式	2,000	—	—	2,000
合計	3,100	—	—	3,100

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）	当事業年度 （自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）
現金及び預金勘定	203,664千円	56,132千円
現金及び現金同等物	203,664	56,132

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）
該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては各顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

差入保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	203,664	203,664	—
(2) 売掛金	50,549	50,549	—
(3) 差入保証金	14,534	14,514	△19
資産計	268,747	268,727	△19
(1) 買掛金	2,055	2,055	—
(2) 未払金	13,689	13,689	—
(3) 未払法人税等	60,194	60,194	—
(4) 未払消費税等	11,666	11,666	—
負債計	87,605	87,605	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	203,664	—	—	—
売掛金	50,549	—	—	—
差入保証金	—	14,534	—	—
合計	254,213	14,534	—	—

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は主に自己資金で賄っております。なお、当事業年度において、本社移転に必要な資金の一部を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は本社オフィスの敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては各顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

差入保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	56,132	56,132	—
(2) 売掛金	298,925	298,925	—
(3) 差入保証金	126,613	93,304	△33,308
資産計	481,671	448,362	△33,308
(1) 買掛金	12,205	12,205	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	50,004	50,004	—
(3) 未払金	49,213	49,213	—
(4) 未払法人税等	94,818	94,818	—
(5) 未払消費税等	12,712	12,712	—
(6) 長期借入金	33,328	33,328	—
負債計	252,281	252,281	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	56,132	—	—	—
売掛金	298,925	—	—	—
差入保証金	14,534	—	—	112,564
合計	369,591	—	—	112,564

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (平成23年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (平成24年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成23年9月30日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度 (平成24年9月30日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 24名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 450,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成24年1月24日	平成24年7月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年2月1日 至 平成33年12月19日	自 平成26年2月1日 至 平成33年12月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成24年11月7日付株式分割 (1株につき1,000株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	450,000	10,000
失効	2,000	—
権利確定	—	—
未確定残	448,000	10,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成24年11月7日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成24年11月7日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単価当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社方式(倍率法)により算定しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末日におけるストック・オプションの本源的価値の合計 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成23年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成23年9月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	16,013千円
未払事業税	5,491
繰延税金資産合計	21,505

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（平成24年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成24年9月30日)
繰延税金資産	
減価償却超過額	70,382千円
未払事業税	11,710
その他	179
繰延税金資産合計	82,272

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成24年9月30日)
法定実効税率	42.0%
(調整)	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1
雇用促進税制に係る税額控除	△7.3
その他	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の42.0%から平成24年10月1日に開始する事業年度から平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については39.4%に、平成27年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、37.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は5,483千円減少し、法人税等調整額が5,483千円増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
グリーン株式会社	406,007

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
グリーン株式会社	727,727

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日公表分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石井 武	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 32.3	債務被保証	銀行借入に伴う債務被保証	83,332	—	—

(注) 1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。

2. 取引金額は、当事業年度末日現在の対応する借入金残高を記載しております。

(1株当たり情報)

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	△30.29円
1株当たり当期純利益金額	17.65円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成24年10月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成24年11月7日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年10月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 △30,291.99円

1株当たり当期純利益金額 17,654.46円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
当期純利益金額(千円)	61,928
普通株主に帰属しない金額(千円)	42,508
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	19,419
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式2,000,000株。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	3.56円
1株当たり当期純利益金額	33.86円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成24年10月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成24年11月7日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 △30,291.99円

1株当たり当期純利益金額 17,654.46円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
当期純利益金額（千円）	112,156
普通株主に帰属しない金額（千円）	74,913
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	37,242
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式2,000,000株。 新株予約権1種類（新株予約権の数458個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1 株式の分割及び単元株制度の導入

平成24年10月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年11月7日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に10分の1となりました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成24年11月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有するA種優先株式及び普通株式について、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式	1,098,900株
A種優先株式	1,998,000株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式	1,100,000株
A種優先株式	2,000,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式	12,000,000株
A種優先株式	2,000,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

平成24年11月7日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 A種優先株式の普通株式への転換並びに自己株式(A種優先株式)の消却

当社が発行するA種優先株式の全てについて、定款第19条(転換請求権)に基づき、平成24年11月20日付をもって普通株式への転換が終了しております。

なお、取得した全ての自己株式(A種優先株式)について、平成24年11月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、同日付で消却を行っております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当第1四半期会計期間 (平成24年12月31日)	
当座貸越極度額	80,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	80,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	
減価償却費	2,561千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	82.62円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	166,324
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	166,324
普通株式の期中平均株式数(株)	2,013,043
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成24年10月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成24年11月7日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,069	11,868	—	14,937	2,665	2,479	12,272
工具、器具及び備品	3,380	18,422	—	21,802	3,156	2,636	18,646
有形固定資産計	6,449	30,290	—	36,740	5,821	5,115	30,919
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	4,494	908	644	3,585
無形固定資産計	—	—	—	4,494	908	644	3,585

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

 建物 : 本社オフィス移転 11,868千円
 工具、器具及び備品 : 本社オフィス移転 17,144千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	—	50,004	1.4	—
長期借入金(1年以 内に返済予定のものを 除く。)	—	33,328	1.4	平成26年
合計	—	83,332	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	33,328	—	—	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	56,132
合計	56,132

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
グリー株式会社	235,416
株式会社スクウェア・エニックス	36,090
株式会社ドリコム	9,785
株式会社バンダイナムコゲームス	8,542
株式会社バタフライ	4,950
その他	4,140
合計	298,925

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
50,549	960,460	712,084	298,925	70.4	67

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 繰延税金資産

繰延税金資産は43,047千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

② 固定資産

イ. 繰延税金資産

繰延税金資産は39,225千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

ロ. 差入保証金

相手先	金額 (千円)
東急不動産株式会社	111,499
三信建物株式会社	14,534
不動産貸借先 (個人)	480
株式会社インタースペース	100
合計	126,613

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社デジタルハーツ	2,648
有限会社テンキー	2,315
株式会社プロディジ	2,016
外注先 (個人)	900
外注先 (個人)	735
その他	3,590
合計	12,205

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
株式会社データホテル	15,620
未払社会保険料	7,331
未払給与	5,540
株式会社ギークリー	2,654
株式会社インテリジェンス	2,315
その他	15,751
合計	49,213

ハ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
法人税	58,930
住民税	12,504
事業税	23,383
合計	94,818

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月末日、毎年9月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故等やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL http://www.altplus.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株式数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年 11月20日	—	—	—	東京ディスカバリー投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 尾崎一法	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	1,400,000	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)
平成24年 11月20日	—	—	—	みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 川端雅一	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	600,000	—	A種優先株式の普通株式への転換 (取得請求権の行使)

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成22年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記録内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成24年1月24日	平成24年7月17日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 450株 (注) 6	普通株式 10株
発行価格	1,000,000円 (注) 3	1,000,000円 (注) 3
資本組入額	500,000円	500,000円
発行価額の総額	450,000,000円	10,000,000円
資本組入額の総額	225,000,000円	5,000,000円
発行方法	平成23年12月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成23年12月20日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成24年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、類似会社方式(倍率法)により算出した価格を基礎として決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
行使時の払込金額	1,000,000円	1,000,000円
行使請求期間	平成26年2月1日から 平成33年12月19日まで	平成26年2月1日から 平成33年12月19日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 平成24年10月9日開催の取締役会決議により、平成24年11月7日付をもって1株を1,000株とする株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格及び資本組入額は分割前の数値を記載しております。
6. 退職により従業員3名6株分(分割前)の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

第1回新株予約権（ストック・オプション）平成23年12月20日開催の定時株主総会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
石井 武	神奈川県川崎市高津区	会社役員	60	60,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役CEO、大株主上位10名)
鶴川 太郎	東京都調布市	会社役員	60	60,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、大株主上位10名)
正法地 智也	神奈川県鎌倉市	会社役員	60	60,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安藤 正雄	神奈川県横浜市南区	会社員	24	24,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
小林 陽介	東京都杉並区	会社員	24	24,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
牟田口 剛	東京都大田区	会社員	24	24,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
類地 健太郎	東京都大田区	会社員	24	24,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
佐藤 和好	千葉県千葉市花見川区	会社員	20	20,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
清水 謙二	東京都世田谷区	会社員	20	20,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
池内 伸彦	東京都台東区	会社員	20	20,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
石澤 雪枝	東京都世田谷区	会社員	12	12,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
類地 孝介	東京都渋谷区	会社員	12	12,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
藤田 文明	東京都目黒区	会社員	12	12,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
中野 永	東京都江東区	会社員	12	12,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
松田 浩史	千葉県船橋市	会社員	12	12,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
道中 祐仁	東京都国分寺市	会社員	10	10,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
木野 穰	東京都墨田区	会社員	7	7,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
宮田 大介	東京都杉並区	会社員	7	7,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
宮崎 章太	東京都八王子市	会社員	5	5,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
宮内 健志	東京都北区	会社員	5	5,000,000 (1,000,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田畑 貴啓	神奈川県川崎市川崎区	会社員	5	5,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
和田 陽平	埼玉県戸田市	会社員	3	3,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
伊藤 博之	東京都北区	会社員	3	3,000,000 (1,000,000)	当社の従業員
沖田 渉	東京都江戸川区	会社員	3	3,000,000 (1,000,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成24年10月9日開催の取締役会決議により、平成24年11月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

第2回新株予約権(ストック・オプション)平成23年12月20日開催の定時株主総会決議

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
竜石堂 潤一	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	10	10,000,000 (1,000,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 平成24年10月9日開催の取締役会決議により、平成24年11月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東京ディスカバリー投資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1,400,000	39.39
石井 武(注)1、2	神奈川県川崎市高津区	1,060,000 (60,000)	29.83 (1.69)
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	600,000	16.88
鶴川 太郎(注)1、3	東京都調布市	160,000 (60,000)	4.50 (1.69)
正法地 智也(注)3	神奈川県鎌倉市	60,000 (60,000)	1.69 (1.69)
安藤 正雄(注)4	神奈川県横浜市南区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)
小林 陽介(注)4	東京都杉並区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)
牟田口 剛(注)4	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)
類地 健太郎(注)4	東京都大田区	24,000 (24,000)	0.68 (0.68)
佐藤 和好(注)4	千葉県千葉市花見川区	20,000 (20,000)	0.56 (0.56)
清水 謙二(注)4	東京都世田谷区	20,000 (20,000)	0.56 (0.56)
池内 伸彦(注)4	東京都台東区	20,000 (20,000)	0.56 (0.56)
石澤 雪枝(注)4	東京都世田谷区	12,000 (12,000)	0.34 (0.34)
類地 孝介(注)4	東京都渋谷区	12,000 (12,000)	0.34 (0.34)
藤田 文明(注)4	東京都目黒区	12,000 (12,000)	0.34 (0.34)
中野 永(注)4	東京都江東区	12,000 (12,000)	0.34 (0.34)
松田 浩史(注)4	千葉県船橋市	12,000 (12,000)	0.34 (0.34)
道中 祐仁(注)4	東京都国分寺市	10,000 (10,000)	0.28 (0.28)
竜石堂 潤一(注)3	埼玉県さいたま市浦和区	10,000 (10,000)	0.28 (0.28)
木野 穰(注)4	東京都墨田区	7,000 (7,000)	0.20 (0.20)
宮田 大介(注)4	東京都杉並区	7,000 (7,000)	0.20 (0.20)
宮崎 章太(注)4	東京都八王子市	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
宮内 健志(注)4	東京都北区	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)
田畑 貴啓(注)4	神奈川県川崎市川崎区	5,000 (5,000)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
和田 陽平 (注) 4	埼玉県戸田市	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
伊藤 博之 (注) 4	東京都北区	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
沖田 渉 (注) 4	東京都江戸川区	3,000 (3,000)	0.08 (0.08)
計	—	3,554,000 (454,000)	100.00 (12.77)

(注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等 (当社代表取締役CEO)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. 当社従業員

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。なお、今後、当社の役職員でなくなったこと等により権利喪失し、表中の潜在株式保有者及び潜在株式数に変動する可能性があります。

独立監査人の監査報告書

平成25年1月25日

株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大野 開彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラスの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

株式会社 オルトプラス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大野 開彦
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラスの平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年10月9日開催の取締役会決議に基づき、平成24年11月7日に株式分割を行った。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年11月20日をもって発行済の優先株式（A種優先株式）の全てについて普通株式に転換している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長島 拓也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大野 開彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第4期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オルトプラスの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

